

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は申告が必要です

(申告期限：平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ)

平成19年分の所得税から控除しきれなかった分は
平成20年度の住民税(町・県民税所得割)から控除されます

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。
平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できますので、忘れずに申告してください。

- Q** どういう場合に住民税の住宅ローン控除の対象になるの？ → **A** 給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象になります。
- Q** 住民税の住宅ローン控除の申告書の提出方法は？ → **A** 所得税の確定申告をしない人
源泉徴収票を添付して市町村へ提出
所得税の確定申告をする人
所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
申告書の用紙は役場住民課・役場黒坂支所にあります。
- Q** 今回だけ申告書を提出すればいいの？ → **A** 平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となりますのでご注意ください。

平成19年以降に入居した場合は、新しい住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、直接税務署にお問合せください。

問合せ 役場住民課 担当 音田守(電話 72 0333)

平成20年4月から

特定健診・特定保健指導が始まります

医療構造改革における医療保険者の役割分担として、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、医療保険者に対し、40〜74歳の加入者を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施を義務づけるもので、昭和57年以来の改正となります。

※75歳以上の人は後期高齢者広域連合が実施する健康診査を受診することになります。

健診内容

標準的な質問票・身長・体重・BMI・腹囲(新たに追加)・血圧・理学的所見(医師による診察)

血液・尿検査：脂質検査(悪玉コレステロール検査が新たに追加)、肝機能検査、糖代謝、尿・腎機能
詳細な健診項目(医師の指示及び判断により行います)
：貧血検査、心電図、眼底検査

高血圧、高脂血症、糖尿病等で治療中の人は健診を受ける必要はありません。主治医にご相談ください。

健診に必要な物

受診券、保険証(受診券と保険証が無い場合、健診が受けられないことがあります)

受診券は各医療保険者が作成します。(例：国民健康保険の加入者は、市町村の国民健康保険が作成します)

特定保健指導

特定保健指導は、40歳から74歳の人を対象に、特定健診の結果からメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の判定、肥満度、喫煙歴などを考慮し、リスクに合わせて行います。
具体的には、運動・食事などの生活習慣の改善に向けての指導を行うものです。



問合せ 役場健康福祉課(電話 72 0334)

後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月から、老人医療制度が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まります。制度開始までの流れを紹介します。

75歳以上の人は自動的に加入

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は自動的に国民健康保険（国保）や健康保険などの資格を失い、平成20年4月から後期高齢者医療制度に加入することになります。

なお、一定の障害がある65歳以上の人は、障害認定の取り消しを請求することができ、取り消しになると、国保などの被保険者のままとなり、後期高齢者医療制度移行しないこととなります。

保険証は1人に1枚交付

後期高齢者医療制度では、独自の保険証が1人に1枚交付されます。平成20年3月に加入者に発送する予定です。

全員が保険料を納めます

後期高齢者医療制度では、

とりの保険料額を4月以降にお知らせします。年金の天引き対象にならない人（普通徴収）については、平成20年7月に保険料額をお知らせし、納付書または口座振替で支払っていただくこととなります。

制度の運営は広域連合と市町村が協力して行います

鳥取県においてこの制度を運営していくため、県内19の全市町村が加入した「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村は事務のうち、保険料の徴収、被保険者からの申請・届出の受付や保険証・各種証明書の引渡しなどの窓口業務を行います。

おことわり：この広報は、国が示した資料などに基づいています。今後内容が変更されることもありますのでご了承ください。

給付は老人保健と変わりません

後期高齢者医療制度の給付は老人保健制度と変わりません。医療機関にかかるときは保険証を必ず窓口に表示してください。保険証に明記されている自己負担割合どおり、医療費の1割または3割の窓口負担をお願いします。

一人ひとりの保険料額は4月以降にお知らせ

後期高齢者医療制度開始により、平成20年4月分の年金から天引き（特別徴収）が始まります。該当者には、一人ひとりの保険料額を4月以降に

問合せ 役場健康福祉課
電話 72 0334
鳥取県後期高齢者医療広域連合（電話 0858 32 1097）

「介護予防パンフレット」できました ～ 役場・黒坂支所で無料配布中～

まちでは、いつまでも元気に暮らすため、介護予防のポイントをまとめたパンフレットをつくりました。

ゴムバンドを使った筋力アップのための体操を中心に、健康維持に役立つ一冊です。

パンフレットは、役場健康福祉課または役場黒坂支所で無料配布しています。ぜひお役立てください。



ゴムバンドを使った「セラバンド体操」を詳しく解説

問合せ 役場健康福祉課
（電話 72・0334）